

社会福祉法人きらら美桜紅葉舎役員等の報酬等に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人きらら美桜紅葉舎（以下、法人という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員等の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 役員 理事及び監事

二 役員等 役員及び評議員

三 報酬等 報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益

四 費用 職務遂行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊費及び手数料等の経費

第3条 法人は、役員等に対して、役員等が理事会又は評議員会に出席する都度、交通費として3,000円を支給する。ただし、法人の職員を兼務している者には、交通費を支給しない。

第4条 法人は、費用を支給しない。

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。